

## 政策・施策及び総務省調査の概要

- ◆ 地籍整備の推進は、災害からの迅速な復旧復興や公共事業・まちづくりの円滑化、土地取引の円滑化等のために極めて重要であるとされており、国(国土交通省)は、昭和26年以降、市町村等による地籍調査を計画的に推進。平成22年度からは、第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月閣議決定。以下「第6次十箇年計画」という。)に基づく取組を実施中
- ◆ 第6次十箇年計画では、市町村等が行う地籍調査の面積(計画事業量)を21,000km<sup>2</sup>とし、平成31年度末までに全国の地籍調査の進捗率を57%とする成果目標(KPI)などが設定
- ◆ 一方、法務省では、「民活と各省連携による地籍整備の推進」(平成15年6月都市再生本部決定)の方針を踏まえ、平成16年度から、都市部の人口集中地区の地図混乱地域(660km<sup>2</sup>)を対象とした登記所備付地図作成作業を法務局自らが実施
- ◆ 今後、南海トラフ地震、首都直下地震等を始めとする様々なリスク等を踏まえると、日本国土における地籍整備の更なる加速化が必要な状況



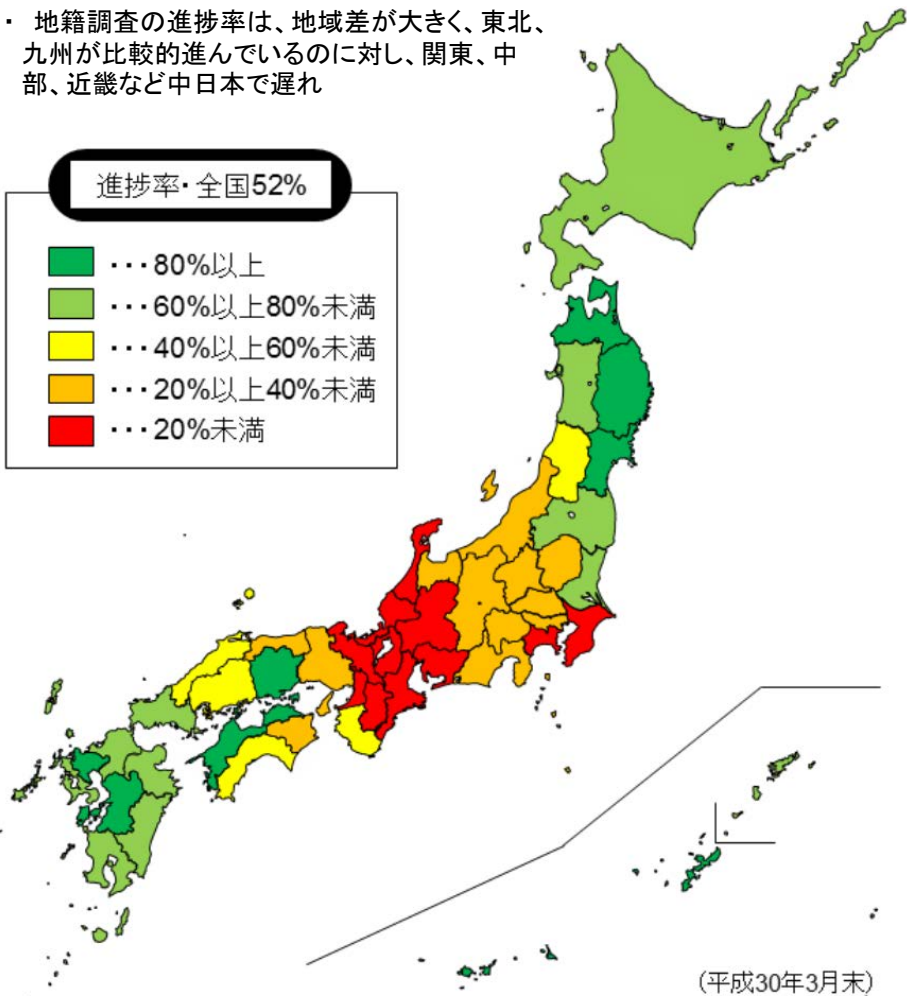
- ◆ 今般の総務省調査(政策評価)においては、第6次十箇年計画における各成果目標(KPI)の進捗状況を把握・分析するほか、施策の効果を把握するため、①都道府県や市町村における地籍調査の実施状況、②国の各種推進施策の活用状況、③法務局による地籍調査への協力状況等を調査し、今後の政策推進における課題等の把握・検証を実施(調査結果を平成32年度からの次期十箇年計画の検討に反映)

# 1 本政策評価の調査対象

- ◆ 今般の総務省調査(政策評価)においては、第6次十箇年計画期間中における地籍調査の進捗率(伸びが高いもの及び低いもの)、国の支援施策の活用状況等を考慮して、23都道府県及び104市町村を選定し、実地調査を実施

## 【地籍調査の進捗率(都道府県別)】

- ・ 地籍調査の進捗率は、地域差が大きく、東北、九州が比較的進んでいるのに対し、関東、中部、近畿など中日本で遅れ



## 【調査対象都道府県(23都道府県)】

北海道	(63%)
東北	宮城県(89%)、秋田県(61%)、山形県(49%)
関東	千葉県(15%)、東京都(23%)、神奈川県(14%)
中部	静岡県(25%)、愛知県(13%)、三重県(10%)
近畿	滋賀県(14%)、京都府(8%)、大阪府(11%)、兵庫県(26%)、和歌山県(44%)
中国	広島県(53%)、山口県(62%)
四国	徳島県(37%)、香川県(85%)、高知県(56%)
九州	福岡県(75%)、熊本県(83%)、大分県(62%)

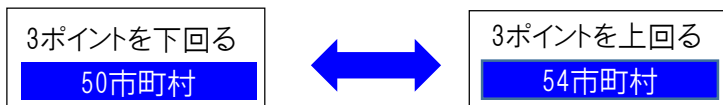
<進捗率別の対象都道府県数>

80%以上:	3都道府県	40%以上60%未満:	4都道府県
60%以上80%未満:	5都道府県	20%以上40%未満:	4都道府県
		20%未満:	7都道府県

## 【調査対象市町村(104市町村)】

- ✓ 上記23都道府県の中から104市町村を選定
- ✓ 第6次十箇年計画期間中の進捗率(%)の伸びは、全国で約3ポイント。これを踏まえ、第6次十箇年計画期間中の進捗率の伸びが3ポイントを下回る市町村と、3ポイントを上回る市町村を同数程度選定。また、選定に当たっては、国の支援施策の活用状況等も考慮

<第6次十箇年計画期間中の進捗率の伸び>



- ✓ 104市町村の中には、未着手又は休止中の8市町村を含む

※ このほか、上記23都道府県の政令指定都市・県庁所在地等を管轄する23法務局を選定

## 2 成果目標(KPI)の進捗状況

- ◆ 成果目標の達成に向けた進捗は、いずれも低調
- ◆ 地籍調査全体の進捗率は、平成29年度末時点において52%にとどまる
- ◆ 特に、人口集中地区(DID)の進捗率は、48%とする成果目標に対し、平成29年度末時点において25%にとどまる

<第6次十箇年計画における主な成果目標の進捗状況>

指標	目標 (平成21年度→平成31年度)	実績 (平成29年度)
地籍調査を実施した地域の面積の割合(進捗率)	49% → 57%	52%
人口集中地区(DID)における進捗率	21% → 48%	25%
人口集中地区(DID)以外の林地における進捗率	42% → 50%	45%
地籍調査に未着手又は休止中の市町村	604市町村 → 中間年(26年度) までに解消	26年度:492市町村 29年度:447市町村

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

### 3 地籍調査の実施状況

- ◆ 第6次十箇年計画期間中の調査対象都道府県における地籍調査の進捗率の伸び(ポイント)は、一部で進捗しているものがみられるものの、総じて低調
- ◆ 調査対象市町村が地籍調査を進める上での課題として挙げているものは、予算の不足、作業の困難性(土地所有者等の所在の確認、一筆地調査の立会い、土地所有者による筆界の確認)、人員体制の不足など様々
- ◆ 一方で、調査対象市町村の中には、独自に地籍調査に係る長期計画を策定して計画的に調査を実施するなど、積極的に地籍調査に取り組んでいる例あり

<調査対象23都道府県における地籍調査の進捗率の伸び>

区分	進捗率		進捗率(%) の伸び (b-aのポイント)
	平成21年度 (a)	29年度 (b)	
北海道	62.6%	63.5%	0.9
宮城県	87.4%	88.6%	1.2
秋田県	60.4%	60.9%	0.5
山形県	48.4%	48.8%	0.4
千葉県	13.4%	15.2%	1.8
東京都	20.4%	22.9%	2.5
神奈川県	12.4%	13.8%	1.4
静岡県	22.9%	25.0%	2.1
愛知県	12.4%	13.5%	1.1
三重県	8.4%	10.0%	1.6
滋賀県	12.4%	14.2%	1.8
京都府	7.5%	8.3%	0.8
大阪府	7.4%	10.5%	3.1
兵庫県	19.4%	25.8%	6.4
和歌山県	26.4%	43.5%	17.1
広島県	50.4%	53.4%	3.0
山口県	58.4%	62.4%	4.0
徳島県	26.4%	37.5%	11.1
香川県	81.4%	84.6%	3.2
高知県	45.4%	55.6%	10.2
福岡県	74.0%	75.4%	1.4
熊本県	72.4%	83.1%	10.7
大分県	58.4%	62.2%	3.8

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

<調査対象市町村における地籍調査を進める上での課題の例>

#### 予算の不足

- ✓ 国庫負担金の交付額が要望額を下回っている、現在以上の事業量とするためには予算の増額が必要 など

#### 作業の困難性

- ✓ 土地所有者が死亡している場合の相続人や、域内から転出済の土地所有者の所在の確認に時間を要する、確認が困難
  - ✓ 土地所有者が高齢、遠隔地に居住などの場合に、一筆地調査の立会いに協力を得られない
  - ✓ 権利意識が強く、土地所有者間で筆界に合意するのに時間がかかる、土地所有者自身が筆界を認識していない など
- ※ 最終的に土地所有者等の所在が不明となる土地は全体の0.4%程度であるが、その確認作業には多大な労力を費やしている実態あり

#### 人員体制の不足

- ✓ 現在以上の事業量とするためには増員が必要 など

<積極的に地籍調査に取り組んでいる調査対象市町村の例>

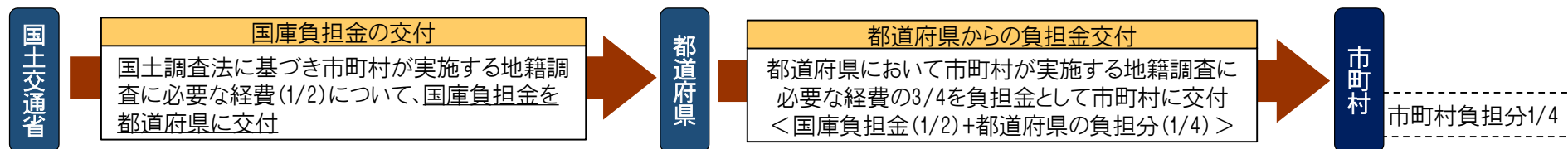
- ✓ これまで地籍調査に未着手であったが、個人財産の保全や行政サービスの向上、地域経済の活性化などを図るため、平成23年度に地籍調査の実施に関する長期計画を策定。同計画では、24年度からの10年間で域内全域の地籍調査を完了させることを目標としており、計画的に調査を進めた結果、29年度末時点の進捗率は約60%
- ✓ 地籍調査の担当職員を20人程度確保し(調査対象104市町村の平均は7人程度)、1班2人体制で年間8地区以上の調査に着手することで、第6次十箇年計画期間中に進捗率(%)が約30ポイント上昇

# 4 主な推進施策の活用状況と効果

## (1) 地籍調査に係る国庫負担金

### 施策の概要

- 市町村等が実施する地籍調査の費用の一部を国及び都道府県が負担しており、市町村が地籍調査を実施する場合、費用負担は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4(このほか、地方公共団体の負担分の8割が特別交付税の交付対象であるため、市町村の実質負担は5%)
- 国は、毎年度、都道府県を通じ、要望額として、市町村等が次年度に実施予定の地籍調査に必要な事業費の国庫負担分を聴取した上で、国庫負担金(地籍調査費負担金及び社会資本整備円滑化地籍整備事業)の交付額を決定し、各都道府県に配分。都道府県は、国庫負担金に都道府県負担分を追加した上で、各市町村に配分



(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

### 調査結果(主なポイント)

#### ○ 全国の様況

- 国庫負担金の予算額は、補正予算額を含め、24年度以降は135億円程度で推移しており、毎年度、ほぼ全額を執行
- 一方、要望額(当初)は、平成22年度113億円に対し、29年度は175億円に増加。要望額に対する交付額(当初予算)の割合は、減少傾向にあり、29年度は約6割

<国庫負担金の予算額及び最終交付額の推移>

(単位:億円、%)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額(a)	113.0	108.9	134.5	134.7	130.4	136.9	138.7	137.8
当初予算	113.0	103.9	122.0	108.7	109.3	108.3	110.5	109.8
補正予算	-	5.0	12.5	26.0	21.1	28.6	28.2	28.0
最終交付額(b)	109.3	108.0	133.2	132.9	130.4	136.9	137.2	137.4
執行率 (b/a*100)	96.7	99.2	99.0	98.7	100.0	100.0	98.9	99.7

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

<国庫負担金の要望額及び交付額(当初予算)の推移>

(単位:億円、%)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
要望額(a)	113.0	118.9	134.3	125.9	137.4	150.0	166.4	175.0
交付額(当初予算)(b)	109.3	103.8	120.7	106.9	109.3	108.3	109.0	109.4
交付率(b/a*100)	96.7	87.3	89.9	84.9	79.5	72.2	65.5	62.5

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

## (2) 地籍整備推進調査費補助金

### 施策の概要

- 国土調査法では、土地に関する様々な測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、地方公共団体や民間事業者等が所定の申請手続を行い、その成果を国土交通大臣等が指定(19条5項指定)することで、地籍調査の成果と同等に取り扱うことが可能
- 国は、19条5項指定制度の活用促進により、第6次十箇年計画期間中に、都市部の人口集中地区を中心に約1,500km<sup>2</sup>の地域で地籍整備を行うことを目標として定めており、国は、地籍整備が特に遅れている都市部において、地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるよう、**地籍整備推進調査費補助金**を平成22年度に創設。同制度では、調査実施地区当たりの面積が500m<sup>2</sup>以上のものについて、19条5項指定申請に必要な測量・調査成果の作成に係る以下の経費に対し、その一部を国が負担

< 地籍整備推進調査費補助金の対象となる作業とその限度額 >



(注) 国土交通省の資料による

### 調査結果(主なポイント)

#### ○ 調査対象機関の状況

- 調査対象市町村では、19条5項指定制度の活用にあたっての課題として、「申請に係る手続が煩雑で、手間がかかる」という意見が多数みられるほか、「民間事業者にとっては、通常の測量より高い費用と時間をかけて、地籍調査と同等以上の精度の測量を実施するメリットがない」、「小規模な自治体では、調査実施地区当たりの面積が500m<sup>2</sup>以上という要件を満たす公共事業等がそもそもない」などの意見がみられた

#### ○ 成果目標の達成率

- 平成29年度末時点で18.9%にとどまる

第6次十箇年計画期間中における19条5項指定に係る目標値	実績(平成29年度)	達成率
➤ 国土調査以外の成果(19条5項指定制度)の活用促進等により、人口集中地区を中心に約1,500km <sup>2</sup> の地域で地籍整備を行うことを目指す	283km <sup>2</sup>	18.9%

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

### (3) 地籍調査作業の民間委託

#### 施策の概要

- 国は、地籍調査の実施主体である市町村における担当職員の確保が困難となっていることから、地籍調査を効率的に実施し、市町村の負担を軽減するため、また、未着手・休止中の市町村の調査実施を促すため、国土調査法第10条第2項(以下「2項委託」という。)を平成22年度に創設
- 各市町村では、地籍調査の実施に当たって2項委託を活用することにより、民間事業者に委託できる作業が大きく拡大(工程管理・検査等の作業)

<国土調査法第10条第2項の規定により、委託可能となった作業等>

実施形態		計画準備	測量	一筆地調査	閲覧・修正
市町村等の職員が、測量以外の作業を実施(直営)	作業の実施		受託者		
	工程管理、検査				
測量と一筆地調査を外部業者に委託(外注)	作業の実施		受託者	受託者	
	工程管理、検査				
2項委託	作業の実施		受託者	受託者	受託者
	工程管理、検査		受託者	受託者	

全体の監督、最終検査

平成22年度から追加

(注) 国土交通省の資料による

#### 調査結果(主なポイント)

- 調査対象機関の状況
  - 調査対象市町村では、2項委託の活用理由として、人員不足の解消・職員の負担軽減を挙げるものが多数みられる一方、未活用理由としては、委託費用が高額となることを挙げるものがみられる
  - 平成22年度において地籍調査に未着手であった調査対象市町村(13市町村)のうち、9市町村が2項委託を活用(4市町村は調査の着手時から活用。5市町村は、着手後速やかに活用)
- 全国の状況
  - 2項委託について、活用している市町村数は年々増加

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地籍調査実施中の市町村	757	769	790	780	786
2項委託活用市町村	45	65	92	106	113

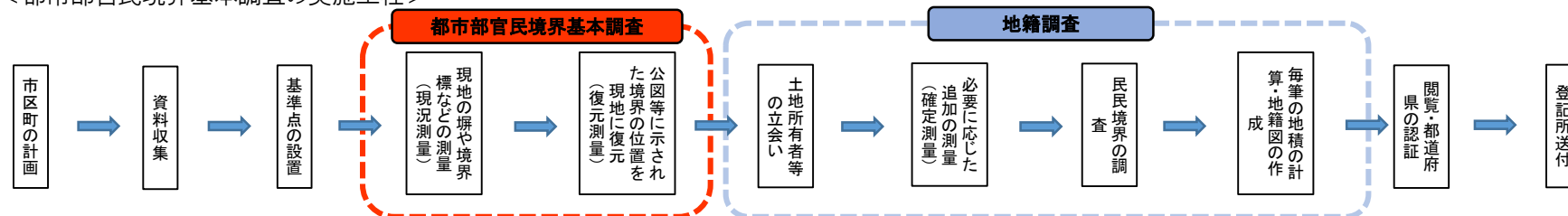
(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

## (4) 国が行う基本調査

### 施策の概要

- 国は、都市部における地籍調査を促進するため、平成22年度から「都市部官民境界基本調査」を実施(国が経費を全額負担)。同調査は、市町村の要望に基づき、国が地籍調査に先行して官民境界に関する基礎的な情報整備を行い、その後、市町村はその成果を活用して地籍調査を実施
- 市町村が都市部官民境界基本調査の実施を要望する際、国は市町村に対し「基本調査の成果を用いて地籍調査を実施する予定があること」を求めており、平成29年度には、当該要件を「基本調査の成果を用いて地籍調査をおおむね3年以内に実施する予定があること」として、市町村が地籍調査を実施するまでの期限を明記

＜都市部官民境界基本調査の実施工程＞



(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

### 調査結果(主なポイント)

#### ○ 調査対象機関の状況

- 調査対象市町村では、後続の地籍調査を実施していない理由として、「都市部官民境界基本調査の終了後に地籍調査を実施すべきであるとの認識がなかったため」、「後続調査の実施を予定していたが、異なる地区を優先して地籍調査を行う必要が生じたため」としている
- また、後続の地籍調査を実施した一部の市町村からは、「都市部官民境界基本調査の成果案に不備があり、円滑に活用できなかった」という意見がみられた
- 一方、都市部官民境界基本調査を積極的に活用している市町村の中には、後続調査も実施して、第6次十箇年計画期間中に地籍調査の進捗率が10ポイント以上増加している例あり

#### ○ 成果目標の達成率等

- 平成29年度末時点で、26.1%にとどまる

第6次十箇年計画における基本調査に係る目標値	実績(平成29年度)	達成率
▶ 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、3,250km <sup>2</sup> とする	846.99km <sup>2</sup>	26.1%
うち、「都市部官民境界基本調査」を1,250km <sup>2</sup> の地域で実施	458.06km <sup>2</sup>	36.6%
うち、「山村境界基本調査」を2,000km <sup>2</sup> の地域で実施	388.93km <sup>2</sup>	19.4%

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

- 基本調査の成果を活用した後続の地籍調査の実施状況について、全国では、都市部官民境界基本調査は約6割、山村境界基本調査は約4割にとどまる



## (5) 所有者等の立会の弾力化

### 施策の概要

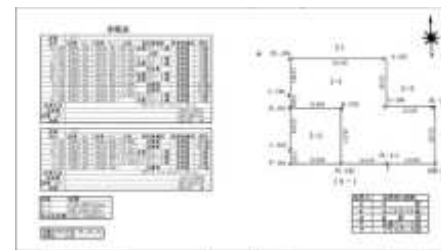
- 従来、地籍調査における筆界の調査では、土地所有者等に立会いを求めることを原則としており、土地所有者等の所在が分からない場合、客観的な資料の有無にかかわらず筆界未定として処理
- 国は筆界未定解消のため、地籍調査作業規程準則第30条第3項(以下「30条3項」という。)を平成22年度に新設。土地所有者等の所在が不明で立会いを求めることができない土地について、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合、市町村は登記所と協議の上、土地所有者等の確認を得ず筆界を調査することが可能

＜筆界を明らかにする客観的な資料＞

(地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2(抜粋))

- 位置及び形状が誤差の範囲内で一致する地積測量図
- 当該筆の位置、形状及び周辺地との関係に矛盾のない既存資料

#### ● 地積測量図



### 調査結果(主なポイント)

#### ○ 調査対象機関の状況

- 調査対象市町村では、30条3項を活用した効果として「従来は、土地所有者が分からない土地については筆界未定とせざるを得なかったが、30条3項が創設されて以降、専門的な知識を有する登記官の判断を以て筆界未定を解消できるため、負担が軽減された」といった意見がみられた
- また、30条3項を積極的に活用するため、活用方法等を具体的に示したマニュアルを作成している例あり
- 一方、30条3項の活用に係る課題について、調査対象市町村から「所有者が分からない土地については、筆界を明らかにする客観的な資料が存在していない場合がほとんどである」という意見や、「30条3項を活用するための『筆界を明らかにする客観的な資料』が、地積測量図のほか具体的に何を指すのかわからない」という意見がみられた

#### ○ 全国の状況

- 市町村が土地所有者等を調査し、最終的に土地所有者等の所在が不明であった土地(筆)のうち、立会の弾力化措置(30条3項)が活用されたものは約2割

区 分	平成28年度	29年度
全国の調査対象筆数	622,608	629,188
うち、最終的に土地所有者等の所在が不明により立会いを求めることができなかった筆数	2,526	2,779
うち、30条3項活用実績	618(24.5%)	461(16.6%)

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成

## (6) 法務局による地籍調査への協力状況

### 施策の概要

- 法務省は、「民活と各省連携による地籍整備の推進」(平成15年6月都市再生本部決定)の方針を踏まえ、平成16年度から都市部の人口集中地区(DID)の地図混乱地域(公図(地図に準ずる図面)と現況が大きく異なる地域)を対象とした登記所備付地図作成作業を実施(法務局自ら実施。対象地域660km<sup>2</sup>)

⇒ 法務局(登記所)には、不動産登記法第14条に基づき、地図と公図が備え付けられている。

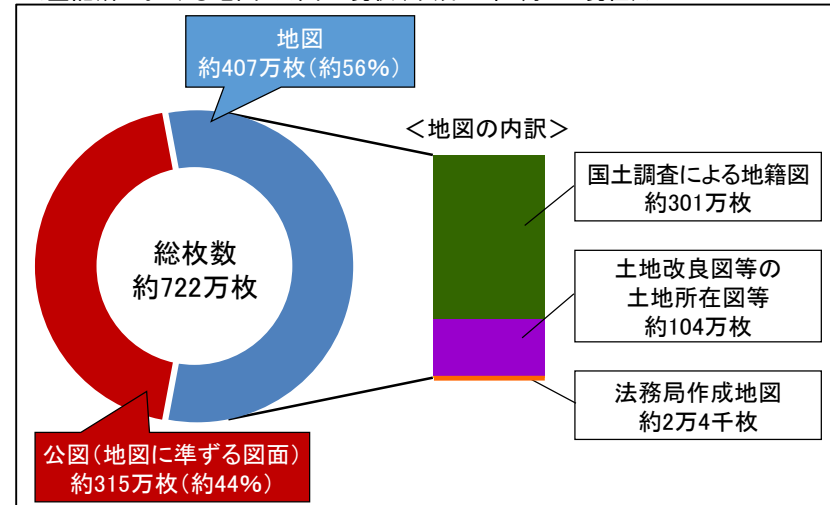
#### <法務局における地図作成作業に係る計画>

経済財政運営と改革の基本方針等の下で、下記計画を実施中

- 登記所備付地図作成作業第2次10か年計画:平成27年度から10年間で200km<sup>2</sup>
- 大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画:平成27年度から10年間で30km<sup>2</sup>
- 震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画:平成27年度から3年間で9km<sup>2</sup>  
震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画:平成30年度から3年間で9km<sup>2</sup>

- また、上記民活方針では、全国の都市部において、国土交通省(市町村)と法務省(法務局)が連携して地籍整備を推進

#### <登記所における地図・公図の現状(平成30年4月1日現在)>



(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成

### 調査結果(主なポイント)

#### <地図作成作業の実施状況>

##### ○ 全国の状況

- 全国の法務局における地図作成作業は、毎年度、ほぼ計画どおり実施できている状況

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
計画(a)	8.0km <sup>2</sup>	9.0km <sup>2</sup>	9.0km <sup>2</sup>	10.0km <sup>2</sup>	10.0km <sup>2</sup>	10.0km <sup>2</sup>	13.0km <sup>2</sup>	16.0km <sup>2</sup>	17.0km <sup>2</sup>	17.3km <sup>2</sup>	17.4km <sup>2</sup>	18.3km <sup>2</sup>	24.5km <sup>2</sup>	25.3km <sup>2</sup>	204.8km <sup>2</sup>
実績(b)	7.4km <sup>2</sup>	8.9km <sup>2</sup>	9.8km <sup>2</sup>	9.8km <sup>2</sup>	10.3km <sup>2</sup>	11.8km <sup>2</sup>	15.6km <sup>2</sup>	15.4km <sup>2</sup>	16.4km <sup>2</sup>	16.7km <sup>2</sup>	17.5km <sup>2</sup>	18.2km <sup>2</sup>	23.7km <sup>2</sup>	24.8km <sup>2</sup>	206.3km <sup>2</sup>
進捗率(b/a)	92.5%	98.9%	108.9%	98.0%	103.0%	118.0%	120.0%	96.3%	96.5%	96.5%	100.6%	99.5%	96.7%	98.0%	100.7%

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成

##### ○ 調査対象機関の状況

- 調査対象とした法務局では、地図作成作業が計画どおり進捗している理由について、「専門知識やノウハウを有する登記官が土地所有者に対する対応を行っているため」としているもの、「登記官の職権により筆界を確認することができるため」としているものなど、登記官の能力・ノウハウや権限を理由としているものが多数

#### <地図作成作業における実施地区の選定状況>

##### ○ 調査対象機関の状況

- 調査対象とした法務局では、原則として、法務本省が選定要件としている都市部の人口集中地区(DID)かつ地図混乱地域の中から選定。これに加えて、管内における地図作成の必要性・緊急性、土地家屋調査士会や市町村等からの情報提供・要望など、様々な要素を考慮

## 調査結果(主なポイント)

### <市町村における法務局に対する意見・要望>

#### ○ 調査対象機関の状況

- 調査対象市町村では、都市部の調査の困難性から、法務局による地図作成作業の実施拡大など、法務局の役割拡充を求める意見・要望が多数
  - ▶ 市町村では、地図混乱地域における筆界確認が困難であるため、専門知識と権限を有する法務局が積極的に地図作成を行ってほしい
  - ▶ 都市部の人口集中地区(DID)は、土地の権利関係が複雑であり、地籍調査の実施が困難であるため、法務局が地図作成作業を実施してほしい

### <地図作成作業の計画策定時における市町村との協議・調整状況>

#### ○ 調査対象機関の状況

- 調査対象とした多くの法務局では、計画策定時における実施地区の選定等に関して、市町村との協議・調整を行っていない状況。この理由として、「地図作成作業に係る計画は、法務局が主体となって検討すべきものであるため」などの意見がみられた
- 一方、調査対象とした法務局の中には、市町村と連携して地図整備に取り組んでいる例あり

連携の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市では、中心市街地である駅前地区(以下「駅前地区」という。)が地図混乱地域となっており、行政事務遂行の支障となっていたほか、市民の経済活動にも悪影響</li> <li>・ 同市では、地籍調査が未着手でありノウハウもなく、そもそも地図混乱地域における地籍調査は実施が困難であることから対応に苦慮</li> </ul>
協議・調整の実施状況	<p>駅前地区における問題解決を図るため、同市及び管轄する法務局が協議を行い、以下の事項を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 法務局は、駅前地区において地図作成作業を実施</li> <li>ii) 市は、法務局の地図作成作業の実施地区に隣接する地域において地籍調査を実施</li> <li>iii) 市役所庁舎内に法務局の現地事務所を設置 等</li> </ul>
事業の実施状況	<p>法務局:平成27年度から駅前地区の地図作成作業に着手。37年度までに市から要望があった地区における作業を完了予定</p> <p>市 :平成28年度から駅前地区に隣接する地域での地籍調査に着手。今後も順次、近隣地区を中心に地籍調査を実施予定</p>
連携によるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び法務局が連携した事業の実施による、周辺地域の一体的な地図整備</li> <li>・ 法務局から市へのノウハウの提供や相互の情報共有化、業務の円滑・効率化</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による